

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和18年4月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から20年6月28日まで

私は、申立期間について、A社（昭和20年4月にB社に商号変更）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間のうち、少なくとも昭和18年4月1日からA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、正社員は厚生年金保険に加入しているはずだと供述しているところ、申立人と同様の業務に従事していた同僚は、A社において昭和19年7月1日から厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる上、当該同僚が同社に入社したとする時期と、被保険者資格の取得日は一致している。

一方、現存するA社の被保険者名簿については、昭和23年の被保険者名簿書換え時に在籍していた従業員が記載されているに過ぎず、終戦まで勤務していたとされる千人近い従業員のほとんどが記載されていないところ、当初の被保険者名簿は昭和23年11月に発生したC県D部E課（現在の年金事務所）の火災により焼失し、現存する被保険者名簿は、当該火災後に在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿については、何らかの事情により、かなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和23年11月の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和18年4月1日であると認めることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和17年4月1日から18年4月1日までの期間については、当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会を行ったものの、申立人の勤務実態を確認することができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 石川国民年金 事案402（事案348の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から47年3月まで  
平成22年5月12日付けで記録訂正は必要とまではいけないとの通知を受けたが、今回、自営業をしていた時期の資料を提出するので、再度検討し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和41年2月頃に退職した後、その妻の勧めで国民年金へ加入し、国民年金保険料も納付していたと主張しているが、それらの主張を確認できる関連資料は無い上、その妻も既に他界しており当時の状況は不明であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の被保険者数名の加入状況から、申立人が加入手続した時期は47年4月頃と推認できる上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することは困難であったと思われることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の周辺事情を証する資料として新たに建物登記、同業者組合の規約、同組合員の名簿の写し等を提出しているが、これらの資料では、申立人が申立期間当時、事業を営んでいたことは確認できるものの、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがうことはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで  
申立期間については、A社に在籍していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、給与締日以外の退職については日額計算により支払うので実際に出勤した日までを対象とし、雇用契約も最終出勤日までとしていたと回答しているところ、申立てのあった平成 3 年 6 月 30 日は日曜日であり、申立人も勤務は土曜日の同年 6 月 29 日までであったと供述している上、雇用保険の離職日も同年 6 月 29 日となっていることが確認できる。

また、A社が保有する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社が加入するB厚生年金基金の保有する厚生年金基金加入員台帳によれば、いずれも資格喪失日は平成 3 年 6 月 29 日であり、事業主がオンライン記録どおりの資格喪失日を届け出たことが確認できる。

このほか、申立期間において雇用関係が継続していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月まで  
② 昭和 38 年 10 月から 39 年 8 月まで  
③ 昭和 39 年 9 月から 40 年 8 月まで  
④ 昭和 40 年 9 月から 41 年 8 月まで  
⑤ 昭和 41 年 9 月から 42 年 8 月まで  
⑥ 昭和 42 年 9 月から 43 年 8 月まで  
⑦ 昭和 43 年 9 月

申立期間においてはA社B支社に勤務していたが、船員保険加入記録の標準報酬月額は実際の報酬額より低い額となっている。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①について、船員養成所の実習期間（昭和 37 年 4 月から同年 9 月まで）の給料は月額 4 万 5,000 円で、学習期間（昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月まで）は月額 4,000 円の手当が支給されていたのに、標準報酬月額が一律 1 万 2,000 円となっていることに納得がいかないと主張している。

しかし、A社B支社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 37 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した者で、職業欄に実習生と記載されている者は 27 人いるが、資格取得時の標準報酬月額はいずれも 1 等級の 7,000 円（再評価額 1 万 2,000 円）であることが確認できる。

また、当時の複数の実習生はいずれも、実習期間の給与や手当は学習期間の手当よりも数千円高かったと述べており、そのうちの一人は、

「私の船員手帳には、実習期間の給料が 4,500 円、手当が 3,000 円、学習期間は月額 2,000 円と記載されている。」と述べている。

さらに、A社は、当時の実習生がどのようなランク付けをされていたかは分からないが、実習期間と学習期間とを考慮し、養成所期間の標準報酬月額を決定したものと思われる旨の回答をしている。

- 2 申立人は申立期間②から⑦までについて、実際の報酬額より低い標準報酬月額となっていると主張しており、同僚も標準報酬月額よりも高い給与が支給されていた旨の供述をしている。

しかし、A社B支社に係る船員保険被保険者名簿によると、実習生として入社した同僚の標準報酬月額はいずれもほぼ同額で推移しており、申立人の標準報酬月額だけが特に低いとは言えない。

また、同僚の一人は、「乗・下船時の給与差が大きいのので、負担にならないように会社がバランスをとってくれたのだと思う。私自身は標準報酬月額自体はおかしくないと思う。」と述べている。

さらに、A社は、漁船は漁獲高により歩合が大きく変動したり、乗・下船時の給与額の差が大きいのので、それらを考慮しなければならず、実際の給与額ではなく、前年実績などから船種ごとにランクを決定し、1年間は改定せずに、その標準報酬月額を使う旨の回答をしている。

- 3 申立期間について、A社は当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額、並びに事業主の届出を確認できる関連資料が残っていないと回答している上、申立人は、保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、標準報酬月額について検証を行うことができない。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 石川厚生年金 事案 452 (事案 17 及び 330 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで  
新たに、A 社での在籍を証明する当時の同僚の証言を得たので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料を保有しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについての記憶も無い上、申立期間における雇用保険の被保険者資格の取得・喪失の時期は厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失の時期と一致しているほか、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立期間当時の上司の供述を聴取したが、委員会の当初の決定を変更するに至るものではないことから、平成 22 年 8 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに申立期間当時における元同僚の証言を得られたので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして、再々度申し立てている。

しかし、当該元同僚からは、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかについては、申立人の給与明細を確認したわけでもなく、分からない。」と述べており、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認できないことから、当該元同僚の証言が委員会の当初



の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。